

令和8年度KCみやぎ産学共同研究会企画運営業務企画提案募集要領

1 委託業務名

令和8年度KCみやぎ産学共同研究会企画運営業務（以下「本業務」という。）

2 目的

本業務は、KCみやぎ推進ネットワーク設置要綱（平成20年1月15日施行）第2条で定めるKCみやぎ推進ネットワーク構成機関（以下「構成機関」という。）と県内企業等が相互に協力して実施するKCみやぎ産学共同研究会（以下「研究会」という。）を通して、企業の提案力、技術力及び研究開発力を向上させ、地域産業の競争力強化及び地域経済の発展を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

4 業務内容

2の目的を達成するための研究会を運営する。なお、委託業務の詳細については、令和8年度KCみやぎ産学共同研究会企画運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定める。

5 事業規模

事業費（委託上限額）及び採択件数（予定）は次のとおりとする。

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約することを保証するものではない。また、金額には消費税及び地方消費税を含む。

委託上限額	採択件数（予定）
1件当たり660,000円	3件

6 応募資格

企画提案に応募する構成機関（以下「企画提案機関」という。）に必要な資格は次のとおりとする。
なお、構成機関のうち、支援機関、経済・産業団体、金融機関が企画提案機関となる場合には、学術機関の参画を必須とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- （2）本事業の募集開始時から企画提案書提出時までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に掲げる資格制限要件に該当する者でないこと。
- （3）宮城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- （4）宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- （5）県内企業に対する技術的支援、受託研究又は共同研究を積極的に行うなど、県内における産学連携活動の実績を十分に有していること。

7 スケジュール（予定含む）

年月日	項目
令和8年4月30日（木）	企画提案募集開始
令和8年5月15日（金）午後5時	質問受付期限
令和8年5月20日（水）	質問回答期限
令和8年5月29日（金）午後5時	企画提案書等の提出期限
令和8年6月10日（水）	企画提案内容のプレゼンテーション
令和8年6月中旬予定	選定結果の通知

8 企画提案に当たっての留意事項

- (1) 研究会は、構成機関と県内に事業所（本社、開発拠点や生産拠点等）を有する1社以上の企業等から構成されること。
- (2) 提出された書類は、原則として返却しない。
- (3) 企画提案に係る費用は、全て企画提案機関の負担とする。
- (4) 提出された書類について、提出後の差替え及び変更は認めない。ただし、県が補正を求めた場合又は補正書類の提出を求めた場合は、この限りではない。
- (5) 企画提案機関が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外し、失格とする。
 - イ 提出書類が所定の期限までに整わなかったとき。
 - ロ 予定経費が5事業規模の事業費（委託上限額）を上回っているとき。
 - ハ 県が指定する日時のプレゼンテーション審査に参加できないとき。
 - ニ 提出書類の内容に虚偽、不正又は本要領の定めに違反する記載があったとき。
 - ホ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
 - ヘ その他、不正な行為があったとき。
- (6) 企画提案にあたって疑義が生じた場合は、下記により問い合わせること。
 - イ 受付期間
令和8年5月15日（金）午後5時まで
 - ロ 質問方法
電子メールにより、13連絡先に問い合わせること。なお、件名は「KCみやぎ産学共同研究会企画提案に係る質問（提案機関名）」とする。（「提案機関名」は略称も可とする。）
 - ハ 回答方法
宮城県経済商工観光部新産業振興課ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ電子メールで回答することがある。

9 企画提案書の提出

(1) 企画提案方法

次に示す提出書類を、提出期限までに13連絡先へ持参または郵送すること。なお、持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出書類及び部数

- イ 企画提案書（指定様式） 7部
- ロ 研究者の業績や研究履歴が分かるもの（論文の要約やウェブサイトの写し等） 7部
- ハ その他、企画提案機関が添付を希望する資料（任意） 7部

(3) 提出期限

令和8年5月29日（金）午後5時まで（必着）

10 業務委託候補者の審査及び選定方法

(1) 業務委託候補者の選定方法

- イ KCみやぎ産学共同研究会企画提案審査会（以下「審査会」という。）において、企画提案書及び企画提案機関からのプレゼンテーションにより企画提案を審査する。
- ロ 審査にあたっては、審査委員が11審査項目・配点に基づき評価する。
- ハ 評価点の合計が満点の6割以上で、かつ評価点が高い順に付けた評価点順位の合計が小さい企画提案機関から順に順位を決定し、5事業規模の範囲内で業務委託候補者を選定する。なお、評価点順位の合計が同点の場合は、当該企画提案機関を評価点順位第1位とした委員数が多い企画提案機関を業務委託候補者として選定する。

(2) プレゼンテーション審査

- イ 実施日 令和8年6月10日（水）
- ロ 実施会場 宮城県産業技術総合センター（仙台市泉区明通二丁目2番地）
- ハ 実施方法 企画提案書によりプレゼンテーションを行う。なお、選定委員が求めた場合を除き、当日の追加資料配布や資料の差替え等は認めない。
- ニ 時間配分 企画提案機関1者当たり20分程度（説明10分以内、質疑応答10分以内）

(3) 選定結果の通知

審査会終了後、企画提案機関全てに書面及び電子メールで通知する。

11 審査項目・配点

(1) 審査項目及び配点は下表のとおりとする。

審査項目	配点
1 テーマの選定、アイデアの着眼点が良いか	10点
2 研究会の目的・目標が適切に設定されているか	10点
3 目的・目標の達成につながる活動内容となっているか	10点
4 スケジュールが適切に設定されているか	10点
5 参画企業の提案力、技術力、研究開発力の向上につながるか	10点
6 共同研究、外部資金応募、商品化などの展開が見込めるか	10点
7 その他、企画提案に優れた内容が含まれるか	10点

(2) 以下に該当する場合は、合計得点（全ての委員の点数の合計）に加点する。

加点項目	配点
1 参画企業に、中小企業基本法（昭和38年法律第154等）第2条第1項に規定する中小企業又は同条第5項に規定する小規模事業者が含まれる	10点

2 参画企業に、製造業（日本標準産業分類 大分類E）を主たる事業として営む者が含まれる	10点
3 運営者が、過去10年以上での研究会採択の実績がない	10点
運営者が、過去5年以上10年未満での研究会採択の実績がない	5点

12 委託契約に係る注意事項

- (1) 県は、仕様書に基づき、予定価格の範囲内での見積り合わせにより、本業務を委託する。
- (2) 県は、本業務の委託に際して、選定された企画提案書の内容を基に加除修正し、最終的な仕様書として提示する場合があるものとする。

13 連絡先

宮城県産業技術総合センター企画・事業推進部基盤技術高度化支援班（KCみやぎ担当）

〒981-3206 宮城県仙台市泉区明通二丁目2番地

電話 022-377-8700

E-mail kc@pref.miyagi.lg.jp